

児童扶養手当制度について

8月は現況届の提出が必要です



児童扶養手当とは

離婚や父母の死亡等により、父親または母親と生計を共にしていない児童を養育している家庭の自立促進と生活安定のために支給されるものです。

児童扶養手当を新たに申請される方

《対象者》

- 何らかの理由により父または母と生計を同じくしていない
- * 18歳以下の児童を養育しているひとり親家庭の父または母
- 前述の父母に代わってその児童を養育している方
- その他の対象児童の詳細については、お問い合わせください。
- *「18歳以下」とは、18歳になった日から最初の3月31日までの児童（障がい児の場合は20歳未満）
- ※所得制限や公的年金の受給状況、生活の実態などにより制限がありますので、申請すれば必ず受給できるものではありません。



《手当の額》

- 児童1人の場合は、所得額により、月額4万2,330円～9,990円
- 児童2人目は1万円～5千円、3人目以降は1人につき6千円～3千円を加算（平成28年8月分より改定）
- ※ただし、就労意欲のない方には、手当の一部支給停止措置があります。

現況届の提出について

すでに児童扶養手当を受給されている方へ届出用紙を郵送しますので、8月31日（水）までに提出してください。提出書類・受付等の詳細については、郵送される書類をご確認ください。

※所得制限により支給停止になっている方も必ず提出してください。なお、2年間現況届を提出されない場合は受給資格を失います。

《提出・問合せ》

- 子ども福祉課（内線164）
- 笠間支所福祉課（内線72134）
- 岩間支所福祉課（内線73172）

市道全面通行止めのお知らせ

踏切拡幅工事および歩道設置工事により全面通行止めとなり、通行できなくなりますので、下図のように迂回していただきますようお願いいたします。

付近にお住まいの方、通行される方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。
※歩行者は仮設踏切にて通行できます。

規制内容

終日全面通行止め
10月31日（月）から
平成29年1月30日（月）
（歩行者は通行可）

工事箇所

大田町地内
（宍戸駅脇石岡街道踏切を含む南北約60メートル）

【問合せ】
建設課
（内線503）

